

## 一 知る自由と学ぶ権利を保障する図書館

私たちは、図書館のさまざまな資料・情報から、読書の喜びを得ると共に、自ら調べ、考え、判断して課題を解決します。図書館の資料収集を制約したり、検閲したり、収集した資料を書架から撤去、廃棄することは、利用者の判断の幅をせばめます。どんな事実や表現も、制限されることなく図書館に蓄積されていくことで、後世の人々も、知る自由と学ぶ権利を保障されます。

## 二 いつでも、どこでも、誰でも、身近に無料で利用できる図書館

図書館は、赤ちゃんからお年寄りまで、図書館に足を運べない人も、通常の資料では利用できない人も、外国人も、誰もがいつでも利用できる「本と情報のある広場」です。身近な図書館を「無料」で利用できることが、教育・情報格差をなくし、住みよいまちづくりを応援します。

## 三 資料・情報が豊富に収集・整理・保存・提供されている図書館

資料・情報は幅広く豊富なほど役に立ちます。図書館には、世界を知る資料から地域や生活の最新情報まで、古今東西の叡智が、体系的に分類・整理・保存されていることが大切です。図書館は、私たち一人一人の読書の喜びのため、課題解決のためなど、さまざまな要望に応じて、より効果的・効率的に資料や情報を提供してくれるところです。

## 四 司書職制度が確立され、経験を積んだ館長と職員がいる図書館

潤沢な資料と情報があったとしても、必要な人に、必要とする時に手渡すことができなければ意味がありません。社会が複雑化し情報過多であればあるほど、収集・整理・保存・提供には専門知識と経験が必要です。職務倫理を備え、実務経験を積み重ねた職員、館長のいる司書職制度が確立した図書館が公共サービスを支え、質を高めます。

## 五 利用者のプライバシーを守る図書館

私たちがいつ何を読み、どう利用したかはプライバシーの問題であり、図書館は、業務上知り得た秘密を外部に漏らさないという責務を負います。利用者の個人情報はもちろん、どのような種類の資料・情報もプライバシーを侵害されることなく安心して入手、利用できる図書館が、個人の尊厳に配慮した成熟社会へ導いてくれます。

## 六 情報公開と民意に基づく図書館協議会が機能する図書館

図書館協議会は、よりよい図書館運営のために、利用者の代表が館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる大切な機関です。協議会が効果的に機能するためには、正確で公正な情報公開がなくてはなりません。市民の意思を十分反映できるように、開かれた図書館協議会を設置することが重要です。

## 七 教育委員会の責任で設置し、直接、管理運営される図書館

「図書館」は、法令上「教育機関」です。生涯学習の拠点である図書館は、さまざまな介入や干渉に左右されてはなりません。首長部局から独立した教育委員会において、公の責任のもと、直接、管理運営することで、中立性と公平性、専門性も継続され、市民の声が届きやすくなります。